

(改正後全文)

日本ケアマネジメント学会  
認定ケアマネジャーの会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は「日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャーの会」(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、一般社団法人日本ケアマネジメント学会事務局内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は日本ケアマネジメント学会定款第4条(事業)第1項第4号の規定により、質の高いケアマネジメントの技術を取得するための自己研鑽が可能となる場を提供し、介護支援専門員に対する実践的な支援及び指導ができる質の高い人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会、講演会の開催
- (2) 情報誌の発行
- (3) ケアマネジメントに関する調査研究
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会会員の資格は、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 日本ケアマネジメント学会が実施する認定ケアマネジャー試験に合格し、認定登録されている日本ケアマネジメント学会会員であって、本会の目的に賛同する者
- (2) 本会の趣旨に賛同し、理事会において特に承認を得た者

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の「入会申込書」を会長に提出して入会することができる。ただし、前条第1項第2号により入会をしようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、所定の退会届けを提出して退会することができる。

- 2 会員は、認定ケアマネジャーの資格を喪失したときには、本会を退会するものとする。  
また、会費を3年以上滞納したときは、理事会において退会した者とみなす。

#### 第4章 役員等

(役員を選任)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 若干名

- 2 理事は会長、副会長が合議して会員の中から候補者を選出し、総会において決議する。
- 3 会長、副会長は、理事の互選により選任する。
- 4 会長は、選任された役員について、学会理事会に報告し了解を得なければならない。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の業務について会長の諮問に応え、又は意見を具申する。

(任期)

第11条 役員及び顧問の任期は、2年とする。

- 2 役員及び顧問の任期は、総会において選出された日の翌日から2年後の総会が終了した日までとする。役員及び顧問は再任することができる。
- 3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第12条 会長は、本会を代表する。

- 2 会長に事故がある時は、副会長がその職務を代行する。

#### 第5章 会議等

(会議等)

第13条 本会に理事会、総会及び部会等を置く。

- (1) 理事会
- (2) 総会
- (3) 調査研究部会、研修部会
- (4) その他必要と認める会議等

(会議等の開催)

第14条 総会は毎事業年度終了後速やかに開催する。

- 2 その他の会議等は、理事会が必要と認めた場合に開催する。

(会議の招集)

第 15 条 会長は、会議の開催が必要と認めるときは、当該会議を招集する。

(総会の議長、副議長及び決議)

第 16 条 総会において、出席した会員の中から議長及び副議長を選出する。

2 総会での決議は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

## 第 6 章 会 計

(事業年度等)

第 17 条 本会の事業年度及び事業計画、収支予算並びに事業報告、収支決算については、日本ケアマネジメント学会定款（第 38 条から第 40 条）の定めるところによる。

## 第 7 章 会則の変更及び解散

(会則の変更及び解散)

第 18 条 本会則を変更し、又は本会を解散するには、総会出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

## 附 則

第 1 条 本会則は、平成 19 年 6 月 22 日から施行する。

第 2 条 本会則は、平成 30 年 8 月 18 日から施行する。

[令和 4 年 6 月 17 日一部改正]

第 3 条 本会則の一部改正は、令和 4 年 6 月 17 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。